

令和5年8月8日質問
令和5年8月21日回答

特定非営利活動法人職業教育評価機構の申請内容に係る論点

【全般】

- ・ 評価機構の法人形態としてNPO法人とした理由をご教示下さい。
- 学校評価事業を行うための組織の法人格について、評価事業の公益性、非営利性、不特定多数の利益を図るなどの観点で、相応しい法人格について検討しました。
 - 関係法令に規定する法人の目的については、当時存在した中間法人は、非営利法人であるが構成員（会員の利益）が目的になっているなど公益性で問題がありました。
 - 特定非営利活動促進法では、公益の増進に寄与する活動のみに限定していること、不特定多数の者のために事業を行うこと、さらに、手続き及び情報公開、所轄庁の監督などの同法の規定が示す公益性、透明性の確保などから、社会的信用が得やすいことなどの理由から、法人格は特定非営利活動法人とすることに決定しました。
- ・ NPO法人の特色でもある、「～通じて、広く公益に寄与」することを目的としていることにつき、貴機構の業務が公益に寄与するとお考えについて、添付資料1定款に記載された事項の具体をお示し下さい。
- 「添付資料1定款」第3条に本機構の目的を「専門学校及び専門職大学等の評価及び調査研究に関する事業を実施することによって、学校運営及び教育内容の充実向上を図り、もって職業教育の発展に貢献するとともに、社会一般に対する正確かつ十分な学校情報の提供を通じて、広く公益に寄与すること」と規定しています。
 - また、同定款第5条に具体的な事業として「実践的な職業教育に積極的に取り組む専門学校及び専門職大学の第三者評価のしくみの開発、運用、関係する各種調査研究等」を定めています。
 - 当該事業への取組を通して、職業教育の充実・向上、教育活動等の情報公開の促進を図り、わが国の産業界等の伸長を支える、専門職業人材の育成に取り組む専門学校、専門職大学が社会に対して果たす役割を支援することは、公益性に適った事業への取組であると考えています。
- ・ 専門学校の評価はすでに数多く経験されているが、その評価と専門職大学の分野別評価とどのように異なるのか伺いたい。
- 評価の目的、評価の基本方針については大きな差異はないものと考えています。
 - 評価は、それぞれの学校制度の趣旨に沿って、評価基準の設定、適切な評価者を選任して行うことから基準の構成、評価方法、実施体制に当然差異があります。
 - また、専門学校を対象とした評価は、いわゆる学校全体を網羅する機関別評価であり、今回、本機構が目指している分野別評価とは、差異があると考えます。
- ・ ABEST21や大学基準協会などの「経営」分野の認証評価を行う先行機関が存在するが、今回「経営情報ビジネス分野」を標榜するにあたり、対象が大学と大学院で異なること以外に、こういった違いや特徴があるのかお示し下さい。

→○専門分野が「経営」と「経営情報ビジネス分野」では、専門職大学制度の特徴である、「長期の臨地実務実習」、「特定の職種の特認性にとどまらない幅広い知識等の習得」など教育活動内容が異なっています。

○専門職大学においては実践的な教育課程として科目構成が規定されており、臨地実務実習についても実施の手引きが策定されています。

それらを踏まえ、当該分野での取組みが制度の趣旨に的確な対応をしているかが評価の視点になっています。

○また、産業界、地域社会との連携についての具体的な取組の考え方、運用を主な視点として評価することが特徴として挙げられます。

・添付資料2より、機構事務局が公益財団法人東京都専修学校各種学校協会内に設けられていることにつき、当該協会と、貴機構との経済的関係及び人的関係につき、具体的にお示し下さい。

→○経済的関係においては、本機構事務局執務スペース部分の賃貸借（覚書による協定）、学校評価の普及啓発等事業の業務委託関係（令和4年度決算で、3,599,422円、※予算は寄附金で計上）にあります。

○人事的なつながりはありません。

・添付資料04 組織図について、網掛以外の部分に「審査会」「専門学校第三者評価委員会」があるが、理事会等と線で結ばれていないが、これら会議体は、貴機構の組織のどこに位置づけるのかお示し下さい。

→○組織上、全ての委員会等は、理事会のもとにあることから、「添付資料4 組織図」を修正し、差替えます。

・専門職大学分野別認証評価検討委員会は、どのような役割の委員会か、組織図にはないが、臨時委員会という位置づけか伺いたい。

→○専門職大学分野別評価基準等策定のために設置した委員会です。今後、評価基準等の改訂がある場合など審議の必要に応じて委員を選任し審議を行います。

○定期的な開催はいたしません。組織上位置付ける委員会です。「添付資料4 組織図」を修正し、差替えます。また、「添付資料3 0 専門職大学分野別認証評価検討委員会の設置要綱」を追加します。

○なお、専門学校関係についての類似の委員会は「学校評価検討委員会」を設置しています。

【評価体制】

・評価に関わる委員会の設置根拠規定があればご提示いただきたい。

→○評価に関わる根拠規定は「添付資料9 専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価実施要綱」が基本規定となります。

○評価実施体制の運営、意見申立審査会運営、などその他運用上必要な事項は、規程及び要領を追加整備していきます。

- ・各種委員会委員候補者が決まっていないが、用途は立っているのか、また、添付資料9の4頁(5)に「ピア・レビュー」を中心とした評価を行うとありますが、専門職大学(経営情報ビジネス分野)は数が多くない中で、受審校と直接かかわりのなく(利害関係のない)、同分野について理解のある専門家・実務経験者の評価員をどのように選任するのか。貴機構のこれまでの活動経緯からして、専門職大学の評価にふさわしい人材を安定的に揃えることができるのか伺いたい。

→○専門職大学認証評価委員会の委員構成は、今回の評価基準等の策定の検討を行った「専門職大学分野別認証評価検討委員会」の委員を構成委員といたします。検討を通して、専門職大学制度の趣旨、評価基準の内容等について深く理解をしていただいていることが選任の理由です。

○受審大学ごとの認証評価分科会は、「専門職大学(経営情報ビジネス分野)認証評価実施要綱」の規定にある選任区分で委員を選任いたします。認証評価等実績のある委員を中心に選任します。

○分科会を取りまとめる存在として、大学認証評価に知見と実績があり、認証委員会委員でもある荻上紘一先生を選任しています。

○経営情報ビジネス分野と関連性のある産業界、関連団体の評価者は、業界団体関係者に依頼をしています。当該分野は、比較的汎用性がある分野であるため、広範囲の企業から選任できると考えており、関係者に候補の推薦を依頼しています。

○情報系では、一般社団法人日本技術者教育認定機構経営工学分野まとめ役で実績のある日本工業大学先進工学部教授辻村泰寛先生の内諾をいただいています。

○専門職大学関係者1名は、他の専門職大学に依頼しています。同分野の専門職大学関係者では、分野が限られているため、共通項として評価という点で他分野の専門職大学関係者、類似の学部のある大学関係者を検討しています。

○意見申立審査会は、弁護士、公認会計士及び他の認証機関の関係者に依頼する予定で、適任者を検討しています。

- ・認証評価分科会について、「経営系2 情報系2 その他1 公認会計士1 ※事務局長？」によって構成されるというが、リストにある「専門職大学情報」「大学情報」「専門職大学経営」「企業・団体」とどのように対応しているか判然としないため、分かるように記載願いたい。

→○ご指摘に従い、「添付資料19 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施体制委員会・分科会等委員候補者名簿」を修正し、差替えます。

- ・意見申立審査会3名の人選につき、評価委員会メンバーとの関係についての考え方を
お示し下さい。

→○意見申立審査会の選任は、客観的な事実関係に基づき判断することが必要であると考えています。

○客観的な判断が可能な分野で活躍している委員を選任します、評価実施体制の委員会、分科会のメンバーとは兼ねることはありません。

○審査会委員の選任は理事会が行い、審査結果の審議、決定は、理事会が行います。評価に加わった理事はその際、審議には加わりません。

・意見申立審査会3名の人選につき、選任に係る検討状況についてお示し下さい。

→○上記のとおり、客観的な判断が可能な分野で活躍している委員として、1名は、弁護士で、有資格者に相談をしています。また、意見申立審査会として、評価の妥当性を判断するために、公認会計士、他の認証評価機関の関係者を加えることを検討しています。

・評価者研修についてどのように予定されているか伺いたい。

→○評価年度の6月までに、次のような内容で、研修期間を1日とする研修会を計画しています。ただし、研修期間については内容により、変更する場合があります。LESSONプランはおおよそ下記のとおりです。

□1 研修の趣旨と本日の予定説明

□午前：講義

2 専門職大学認証評価とは

3 機関別評価、分野別評価の機能と役割

□午後前半：講義

4 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実証要綱の理解

※評価実施体制と評価者（委員）の役割等

5 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準の理解

※同上評価に係る指針・評価のポイント

□午後後半：演習

6 書面調査の進め方

※書面調査における自己点検・評価報告書及び根拠資料の点検、事例演習

7 認証評価報告書の記述方法

※参考事例による報告書の記述演習

・事務局スタッフが評価に関わるのであれば、その人数、役割を伺いたい。

→○評価スタッフは、人数は1名を予定しています。担当業務内容は、主に評価分科会運営補助です。具体的な業務は下記のとおりです、

・受審校から提出された自己点検・評価書の記述について基準毎の整理

・法令等基礎要件データの基準適合性の整理

・分科会の記録作成

・ヒアリング、訪問調査時の確認シートとしてまとめなど

・添付資料10の経費積算ですが、1分野の評価にもかかわらず高額になっています。減額になる可能性はないでしょうか。

→○会議回数、単価、会議運営方法について、再精査を行いました。

「添付資料10評価料積算内訳」及び「添付資料11追評価料積算内訳」を修正し差換えます。関連で「添付資料6今後5年間の収支計画」も修正し、差替えます。

・添付資料10について、当該積算内訳の表は、決定のための積算であり、実支払額を記載したものではないという理解でよろしいですか。

→○評価料の積算のための資料として作成をいたしました。

- ・添付資料9の8頁に「10 教育課程及び教員組織の変更届出—一次の評価を受ける前に標記の変更があった場合は、本機構あて届け出るものとします。」と記載されています。この教員組織とは、専任教員及び非常勤教員を意味し、一人変更する場合でも、届け出るのでしょうか。

→○評価基準の評価の視点として定めている事項について変更があった場合に届ける出ることを想定しています。届けられた事項が基準に適合しているか確認し結果を評価結果に付記します。

○上記内容を「添付資料9 専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価実施要綱」に規定します。「添付資料9 専門職大学（経営情報ビジネス分野）認証評価実施要綱」を差替えます。

【評価基準】

- ・評価基準を策定した会議体とその委員構成をご教示いただきたい。

→「添付資料2 1「専門職大学分野別評価検討委員名簿」」にある委員を構成員とする委員会を設置して評価基準を中心に審議しました。審議経過は、「添付資料2 0 評価基準検討委員会審議経過」のとおりです。

- ・貴機構としての評価基準の特徴や独自性について説明していただきたい。

→○専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準は、専門職大学制度の趣旨を踏まえ「経営情報ビジネス分野」の使命、目的、目指す学習成果を実現するために必要な要素（教育課程、教育方法、学習成果、教育環境等）及び社会との関係、改善への取組について重視しています。

○また、機関別認証評価との機能、役割が重複しないように考慮し策定しました。

- ・専門職大学の特異性として、どこが特に重要で不可欠なのかを教えてください。実務家が多いなどは特徴の一つですが、学位や業績などの考え方がアカデミックな教員とは異なり、そのあたりの質保証をどのように担保されるのでしょうか。

→○専門職大学の目的が「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該分野において独創的な役割を担うための応用的な能力を展開させること」であることを踏まえた認証評価行うことが重要だと考えています。

○そのため、専門職大学認証評価においては、教育課程編成、教育方法等について、学習成果の検証を踏まえた改善の過程を明確にしていること、教育活動、学生支援等の展開にあたって、豊かな人間性及び職業倫理の涵養並びに社会との関連性の確保に具体的に取組んでいること、当該分野の学習成果の目標達成のために卒業後の職業生活の実践について意欲の醸成も含め、学生に対してのアプローチなど、当該大学の取組が客観的に見て取れるかについて評価基準にしたがって評価を行うということだと理解しています。

○特に社会との協働関係等を積極的かつ継続的に具体的に展開しているかが重要な視点となります。

○専門職大学が制度として社会に対して約束した内容が果たされているか、分野ごとの取組の妥当性及び当該大学が教育等の質向上に継続的に取組んでいる状況を明らかにすることが質保証につながるかと理解しています。

・添付資料14の3頁、重大な是正事項の判断における、学生の定員管理の「収容定員の未充足」については、少子化が進行する中で、現在策定されている基準を満たさないことも想定されますが、どのようにお考えでしょうか。

→○先般の大学分科会において2040から2050の推計値が示され、少子化及び留学生の動向などを踏まえて、大学の収容定員確保について厳しい環境となることが予想されています。収容定員の未充足についての基準の考え方も変化していくものと考えます。

○専門職大学の制度趣旨から見れば、社会にとって必要な人材の育成が使命、目的であることから、定員の未充足が一定割合を超える場合は、専門職大学が適切に、時代や社会環境に的確に対応した措置を図るべきであり、その改善に向けた取組を促すための認証評価であると考えています。

○「収容定員の未充足」については、評価機関としては策定した評価基準に基づいて判断すべきであり、評価基準を見直すかどうかについては、社会のニーズ及び国の考え方を踏まえて対応すべきと考えています。

・「授与する学位が情報経営イノベーション学士（専門職）または、これに相当する名称のものであること」とありますが、経営情報ビジネス分野は必ずしもイノベーションにかかわる内容とは限らないため、学位名と評価基準との間の整合性を取る必要があるのではないのでしょうか。

→○経営情報ビジネス分野は、汎用性の高い分野であると理解しています。日本の現状においては、加えて、変革・イノベーションを起こす人材育成の必要性が求められていることから、イノベーションを創出する人材育成の要素を加味した評価基準を策定しています。

・欧米の国際認証では、社会へのインパクトを重視する傾向が強まっている。たとえば、卒業後のキャリアの追跡、卒業生コミュニティ（アラムナイ）の形成などを通じて、産業界や地域社会への貢献を継続することが求められている。実践性をより重視する専門職大学においても、在学中の就職・キャリア支援のみならず、より長期的な視点で評価すべきではないのでしょうか。

→○評価の視点2-5-2において、卒業生やその就職先の意見を聴取するなど、在学中のみならず卒業後の状況も把握して評価することにしていきます。

○長期的視点に立った継続的な取組は重要な視点です。本基準では、基準5に「社会との関係」を項目に挙げ、社会との関係構築、企業・団体との連携等を通じて実習など教育研究の充実を図ることをはじめすべての教育研究において重視しています。

○評価基準5 境域環境の整備、社会との関係（10頁）の趣旨説明6行目に「とりわけ企業・団体等と協働・連携等を」の後に、「長期的な視野で、継続的に」を加えます。

○また、評価の視点5-3-3の前段「教育課程の編成や実習など企業やその他組織との協働・連携等を積極的に推進していること。」について「継続的に推進」の文言を追加します。「添付資料12 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準」を差替えます。

【評価方法】

- ・評価手続きに関する規程があればご提示いただきたい。

→○基本事項は、「添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱」に規定しています。

○評価実施体制の運営、意見申立審査会運営、などその他運用上必要な事項は、規程及び要領を追加整備します。

- ・専門職大学の評価に臨むにあたり、試行評価の実施について予定されているか伺いたい。

→○認証評価機関審査の推移を踏まえ、説明会を開催、評価基準等を受審対象校の提示し、準備を進める予定ですが、試行評価の実施は予定していません。

- ・添付資料9の6頁にある「改善課題」の指摘を受けた場合、受審校はその対応をどうするのか、機構と受審校双方に不明瞭なままでないでしょうか。次回5年後の認証評価において改善策等が確認されます、などの記載は不要でしょうか。

→○ご指摘のとおりです。「添付資料9 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価実施要綱」の該当部分に次の様に文言を加えて修正します。

③改善課題の提言を受けた場合、当該専門職大学は改善に向けた具体的な計画策定などの措置を講じて改善に努めることが求められます。改善状況は、次回5年後の認証評価において確認します。

【組織及び財務状況】

- ・添付資料6について、R4年度以降毎年正会員校5校の賛助会員4団体が増加する計画・見込みの根拠をお示し下さい。また、そのため（獲得）の施策があればお示し下さい。

→○正会員の増加に向けた対策では、主に専門学校の会員を増加させるということで、本機構が実施している第三者評価事業の促進が重要であると考えています。

○そのために、第三者評価結果の高等学校への周知など具体的に取り組んでいます。また、自己点検評価、学校関係者評価についての研修など非会員も対象に行い本機構についての理解を深めています。

○これまでの会員数の推移をみると、初年度を除いて、平均して4校程度が加入している状況です。また、2校程度が退会をしている現状ですが、本機構の活動内容を都道府県の専門学校関係団体などの協力が得られるように周知し、加入促進を図ってまいります。

○賛助会員は、本機構の事業の性格から、都道府県の専門学校関係団体、分野別の学校団体の加入を中心に呼びかけを行っています。

・同じく、R4年度に收受した協賛金・寄付金等の内容を教えてください。

→○令和4年度決算で、寄付金等の收受はありません。

・同じく、R4年度以降、毎年5校の第三者評価を計画・見込んでいることにつき、その根拠を示して下さい。一方、認証評価はR6年度に1校のみの見込みであることにつき、その原因(理由)をお示し下さい。

→○平成19～令和4年度まで延べ64校の第三者評価を実施しています。平均すると4校となります。5校は目標値として設定しています。

○令和6年度の認証評価は、添付資料29の対象専門職大学です。分野別評価のため、該当分野の認証評価のみが可能となっています。

・同じく、会場運営費につき、72万円の内訳記載が「総会220理事会@550×3」となっていることにつき、内容の記載に誤りがあると思われませんが、記載の正確性をご説明下さい。

→○ご指摘のとおり、内訳の誤記載です。

総会1回 220千円 理事会3回 500千円 計720千円となります。

経費内容は、役員の謝金 400千円 会場使用料等 520千円

「添付資料6 今後5年間の収支報告」を修正し、差替えます。

・事務局運営費の内訳及びR7年度から事務局運営費が増加している内容をお示し下さい。

→○増加分478,000円 事務局運営事務補助の賃金費用を予定しています。

@1100×434時間 477,400円

・支出計画の固定費変動費の区分につき、固定費に該当する科目、内容及び金額をお示し下さい。

→添付資料6「今後5年間の収支計画」固定費、変動費区分

固定費		単位:千円	
科目名	内容	年	固定費予算額
普及啓発事業費 事業管理人件費 会場運営費 事務局経費	ネットワーク保守、PC等リース等 事業運営等人件費 総会等経費 会場使用料等 事務局運営費、賃貸料等	4	11,743
		5	11,503
		6	11,822
		7	12,422
		8	12,697
	累計		60,187

変動費		単位:千円	
科目名	内容	年	変動費予算額
認証評価事業費	認証評価に係る経費	4	15,169
評価事業費	専門学校第三者評価経費	5	7,574
第三者評価システム事業費	パンフレット印刷経費	6	10,695
学校評価推進事業費	研修会場料、講師謝礼	7	7,815
学校評価検討事業費	会場料、委員謝礼	8	8,120
調査研究事業費	スタッフ賃金、原稿料		
受託事業費	委託業務に係る経費		
	累計		49,373

・添付資料3について、「監事9月20日死去に伴い現在1名」とのことだが、何年の9月20日のことなのかについて不明な為、明記いただくとともに状況をご教示いただきたい。

→○令和4年9月20日死去、後任監事は令和5年6月28日総会にて選任しています。修正後提出した「添付資料3 機構役員名簿」を再提出します。

・資料10「経費積算内訳」にある「審査会」とは、組織図にある「審査会」ではなく「異議申立審査会」のことか伺いたい。

→○意見申立審査会のとおりです。

・同資料10の「評価スタッフ」は人数の記載がなく1回で100,000円となっているが、どのような性格の経費か伺いたい。

→【再掲】

○評価スタッフは、人数は1名を予定しています。担当業務内容は、主に評価分科会運営補助です。1名採用で200,000円という意味です。具体的な業務は下記のとおりです。

- ・受審校から提出された自己点検・評価書の記述について基準毎の整理
- ・法令等基礎要件データの基準適合性の整理
- ・分科会の記録作成
- ・ヒアリング、訪問調査時の確認シートとしてまとめなど

【その他】

・授与する学位が情報経営イノベーション学士（専門職）またはこれに相当する名称とのことだが、前者については該当するのは1校だけかと思われます。既に先例はあるものの、数少ない対象に対して新たに認証評価機関を構えることの必要性がどこにあるのかを説明いただきたい。

→○本機構の専門職大学認証評価機関申請理由は、以下のとおりです。

○本機構は、平成16年9月に特定非営利活動法人として設立法人化し、実践的な職業教育を行う専門学校を対象とした第三者評価事業に取り組んでいます。専門職大学等は質

の高い実践的な職業教育を通して専門職業人の育成を目指した教育機関です。実践的な職業教育の評価において、専門職大学等との第三者評価における共通基盤の構築を通して評価精度の向上を図ることが必要であると考えています。

○本機構は、専門学校に対して、いわゆる機関別評価を実施していますが、かねてから、職業教育における分野別評価の必要性、機関別評価との関係性について課題として捉えています。

○平成19年度から主に職業教育を行う専門学校を対象として令和4年度までに延べ64校の第三者評価事業に取り組んでいます。専門学校の第三者評価は法的な位置づけはなされていません。このことは、評価機関としての公的な質保証も担保されていないということです。専門職大学等の評価を行うためには、文部科学大臣の認証が必要であり、このことは、本機構が評価組織としての一定の質保証を得ることに通じるものであります。

○そのために、本機構総会において、事業範囲を専門学校等としている範囲を、専門職大学等も含めるものとし、定款に規定する名称、目的、事業について所要の変更についての承認を受け、当該分野の評価基準等を策定し申請いたしました。

○こうしたことから、本機構にとって対象が1校でも、十分意義があり、今後、分野の拡大、充実を目指していきます。

・添付資料12や14において「上」と「うえ」、添付資料9において「行なう」と「行う」など、表記の不統一がありましたので全体再確認願います。

→○ご指摘にしたがって、確認して統一、修正します。修正した添付資料は差替えます。

・添付資料9の1頁の下から12行目のはじめに鍵括弧（）」のみありますが、始まりがありません。

→○」は誤りで削除し、修正します。

・全体をとおして「学習成果」と表記されていますが、添付資料14の3頁のみ「学修成果」となっていますが、そのままでも宜しいでしょうか。

→○「添付資料14 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価に係る評価の指針・評価のポイント」を修正し、差替えます。

・添付資料12の3頁の2行目、『IoT』（アイ,オー,ティー）と記載されていますが、『IOT』（アイ,オー,ティー）の誤りでしょうか。また、「以外が小文字のようですので、固有名詞でなければ全て大文字が宜しいかと思われま

→○ご指摘のとおりです。「Internet of Things」の略ですので IoTに訂正します。修正後「添付資料12 専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準」を差替えます。

・パブコメの004の指摘にあります。添付資料14の11頁の下から8行目、4-4-1に「教員の資質向上を図るために」とありますが、4-4-1ならば「教職員」ではないでしょうか。

→○ご指摘のとおり「教職員です。」修正致します。修正後「添付資料12専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準」を差替えます。

・添付資料25について、経理規程等17条において、「計算書類等 長期」とありますが、「等」とはどのような会計関係書類を意味していますか。また、「長期」とした事由をご説明下さい。税法の定めを超える期間を定めた事由をご説明下さい。

→○特定非営利活動促進法第27条（会計の原則）3項に規定する会計計算書類及び財産目録とあり、等は財産目録です。

○保存期間を長期とした理由は、本機構が設立当初、公的な補助（東京都）により事業運営がなされていたこと、運営の財源、予算の執行状況の適切性を示す書類として、コンプライアンス、リスク管理等の観点から、長期保存として取扱いを規定したものです。

・同じく添付資料25について、経理規程第28条の「適性額」は「適正額」ではありませんでしょうか。

→○ご指摘のとおり誤りで修正します。「添付資料25職業教育評価機構経理規程」を差替えます。

・生成AIの普及により、経営情報分野における倫理のあり方がより重要になってきています。情報化社会における倫理にかかわる科目を追加する必要はないでしょうか。

→○ご指摘の視点は重要です。評価基準の該当部分の文言を見直します。

○評価基準1趣旨説明部分3P11行目職業倫理の前に「進展する情報化社会など社会環境の変化に応じた」を加えます。

○評価基準2教育課程、教育方法、学習成果、2教育課程の編成と授業科目・授業方法2-2-1

(1) 1) 経営情報ビジネス分野において専門性が求められる職業を担うために必要な知識・スキルとして、経営管理、マーケティング、会計等経営学の領域及びシステム開発、プログラミング、ネットワーク管理等の情報通信技術の領域に加えて、国際コミュニケーション能力等について修得させる授業科目を配置していること。また、豊かな人間性や職業倫理を涵養するために授業科目を段階的・順次的に配置していること。

ご指摘の「情報化社会における倫理にかかわる科目を追加する必要」は上記の職業倫理の前に「進展する情報化社会など社会環境の変化に応じた」を加えます。

修正後「添付資料12専門職大学「経営情報ビジネス分野」認証評価基準」を差替えます。